

津市立戸木小学校防水改修工事

	図面リスト
A-01	改修工事特記仕様書1
A-02	改修工事特記仕様書2
A-03	位置図、配置図
A-04	屋上平面図、2階平面図
A-05	断面図、（参考）1階平面図
A-06	部分詳細図
E-01	電気設備 屋上平面図
M-01	機械設備 屋上平面図、平面詳細図

工 事 特 記 仕 様 書 （ 改 修 ）

I. 工事名称

津市立戸木小学校防水改修工事

II. 工事概要

防水改修

1 工事場所

津市戸木町地内

2 敷地面積

3 工事内容

標名称

津市立戸木小学校・管理教室棟

構造

鉄筋コンクリート造 3階建

建築面積

1,746㎡

延べ面積

工事項目

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
① 一般 共通 事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 3) 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 4) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） 施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規 制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手すること。 ※ 工事中期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には交通誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事中期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図面に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 学校運営に支障をきたさないよう騒音、振動等を伴う作業にあつては、原則、休日等の授業が行われていない時に行うこと。 ※ 落下物による事故等を防止するため、屋上等の端部での作業時は通行人等に十分注意することとし、原則、休日等の授業が行われていない時に行うこと。特に、昇降口屋根の端部での作業時はコーン・バーで作業範囲を区画し安全対策を施すこと。 ※ 高所での作業であることから、墜落制止用器具の使用を徹底すること。																				
	② 施工条件																					
	③ 発生材の処理等 (1. 3. 12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法 <table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>造成等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 (防水)</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr></table> ・ 引き渡しを要するもの ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 (・ PCBを含む機器類 ・ 廃油、廃酸、廃アルカリ ・ ダイオキシン類 ・ 水銀を含む特別管理産業廃棄物 ・ 廃水銀等) 処理方法 (・) ・ 水銀使用製品産業廃棄物 ・ 有 (・ 蛍光ランプ ・ HIDランプ ・ ()) 「水銀廃棄物ガイドライン」（第2版）（平成31年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 ・ 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの (・) ・ 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ (・) 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	その他 (防水)	・ 有 ・ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
その他 (防水)	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				

④ 建設副産物情報交換システムの利用	受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事に産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。 ・ 配置する																																
6 電気保安技術者 (1. 3. 3)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
⑦ 技能士 (1. 7. 2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
8 施工数量調査 (1. 6. 2)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ()																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1. 5. 3)	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
⑩ 建築材料等	測定対象化学物質（●で示したものとする。） <table><tr><th>適用</th><th>施設用途</th><th>ホルムアルデヒド</th><th>トルエン</th><th>キシレン</th><th>エチルベンゼン</th><th>スチレン</th><th>パラジクロロベンゼン</th></tr><tr><td></td><td>学校、教育施設</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>住宅</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></table> 測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ () 測定方法 (・ バッシブ法 ・ アクティブ法) 測定時期 ・ () 報告書提出部数 2部 改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
⑫ 特別な材料の工法																																	
⑬ 騒音・振動の防止																																	
⑭ 工事写真 (1. 2. 4)	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版）)に従い撮影する。 提出部数1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日国営建技14号）」による。 作成する (・ 完成図) 保全に関する資料 ・ () 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。 ・ デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。																																
⑮ 完成図等 (1. 8. 2) (1. 8. 3)	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
⑯ 既存部分等への処置 (1. 3. 13)																																	
⑰ 事故の発生時																																	
20 消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事 (・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																
⑳ 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
㉑ 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。																																
23 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。																																

㉔ 石綿含有建材の調査 (1. 5. 1)	・ 石綿含有建材の事前調査 調査範囲 (・ 改修部分すべて ・ ()) 貸与資料 (・ 既存の設計図書 ・ 石綿含有建材の調査報告書 ・ ()) ・ 分析調査 分析対象 アクテノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソソイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table><tr><th>材料名</th><th>定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2</th><th>定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5</th></tr><tr><td></td><td>・ 箇所数 ()</td><td>・ 箇所数 ()</td></tr><tr><td></td><td>・ 箇所数 ()</td><td>・ 箇所数 ()</td></tr></table>	材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																											
材料名	定性分析法 JIS A 1481-1 JIS A 1481-2	定量分析法 JIS A 1481-3 JIS A 1481-4 JIS A 1481-5																																			
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																			
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()																																			
② 仮 設 工 事	1 騒音・粉じん等の対策 (2. 1. 3)	・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）																																			
	② 足場 (2. 2. 1) (表2. 2. 1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別（参考） 外部足場の種別（参考） 外部足場設置範囲（参考） 防護シート等による養生 ・ 脚立 ・ 手摺先行据置枠組本足場 ・ その他 () ・ 昇降用 ・ 転落防止用 ・ 設備改修部 ・ 設備改修部 ・ 適用する ・ 適用しない 足場の組立て後、足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であつて、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者																																			
	3 既存部分の養生 (2. 3. 1)	既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法 () 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない																																			
	4 仮設間仕切り (2. 3. 2) (表2. 3. 1)	屋内の仮設間仕切り 仮設扉 ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ () せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ () 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ ()																																			
	5 監督員事務所 (2. 4. 1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m) <table><tr><th>適用</th><th>10程度</th><th>20程度</th><th>35程度</th><th>65程度</th><th>100程度</th></tr></table> 監督員事務所の仕上げ <table><tr><th>部 位 等</th><th>仕 上 げ</th></tr><tr><td>床</td><td>合板張り又はビニル床シート張り</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td></tr><tr><td>屋根</td><td>装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td></tr></table>	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニル床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り	屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																					
	適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																															
	部 位 等	仕 上 げ																																			
	床	合板張り又はビニル床シート張り																																			
	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																			
	屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																			
6 監督員事務所の設備・備品等 (2. 4. 1) (2) (7)	<table><tr><th>種類</th><th>机・いす</th><th>書棚</th><th>黒板・白板</th><th>掛時計</th><th>温度計</th></tr><tr><td>数量</td><td>組</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><th>種類</th><th>長靴</th><th>雨合羽</th><th>保護帽</th><th>懐中電灯</th><th>衣類ロッカー</th></tr><tr><td>数量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td></tr><tr><th>種類</th><th>消火器</th><th>掃除具</th><th>受注者加入電話 FAX</th><th>冷暖房機器</th><th>インターネット</th></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr></table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
⑦ 仮設便所	構内既存の施設 ・ 利用できる ・ 利用できない																																				
⑧ 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償) 無償) ・ 利用できない																																				
⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる (・ 有償) 無償) ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。 配置 (・ 図示（図面番号： A-03)																																				
⑩ 交通誘導警備員																																					

津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺	—
図 面 名 称	改修工事特記仕様書 1	原図：A 2	
津市建設部営繕課		No.	A－01

③ 防水改修工事

1 アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)～ (表3.3.10)	工 法	種 別	施 工 箇 所
	・ P1B	・ B-1 ・ B-2	
	・ P1E	・ E-1 ・ E-2	
	・ P2E		

改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ・ ()

(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (P1B1, P2A1, POD1, M3D1, M4D1)
材質 ・ ()
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 b A (スキンあり)
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種 1 号
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種 2 号
厚さ ・ ()
ルーフトレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示 (図面番号:)

(3.3.3) (2) (4)
(3.3.3) (3) 脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1)
・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:), 材質 ())
・ 設けない
・ 仕上塗料 種類 () 使用量 ()

(3.3.5) 保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ()
床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ()
(表8.1.5) こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ ・ a 種 ・ b 種 ・ c 種
保護層 ・ 設ける ・ 設けない
屋上排水溝の適用 ・ 適用する
立上り保護 ・ 乾式保護材 ()
・ れんが (材質 ・ J I S R1250)

2 改質アスファルトシート防水
(3.4.2) 改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ・ ()
断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1)
材質、厚さ ()
図示 ・ ()

(3.4.3) (表3.4.1)～ (表3.4.3)	工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料
	・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2		

脱気装置
・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:), 材質 ())
・ 設けない

3 合成高分子系ルーフィングシート防水
(3.5.2) ルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ・ ()
絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状 ・ 図示 ()
断熱工法の断熱材 (POS1, S4S1, S3S1, M4S1)
材質、厚さ ()
・ 図示 ()

(3.5.3) (表3.5.1)～ (表3.5.3)	工 法	種 別	種 別	仕上塗料
	・ S3S ・ S3S1	・ S-F1 (S1-F1) ・ S-F2 (S1-F2)		

(3.5.3) 脱気装置
・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号:), 材質 ())
・ 設けない

(3.5.4) 既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
目地処理 ・ 図示 (図面番号:)
増張り ・ 図示 (図面番号:)
機械式固定方法
風圧力に対応した工法 ・ 図示 (図面番号:)
保護層の施工 ・ 図示 (図面番号:)

④ 塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3) (1)	工 法	種 別	施工箇所	仕上塗料
	・ L3X ・ L4X	・ X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H		フッ素

脱気装置
・ 設ける (設置数量 ・ 図示 (図面番号: A-04), 材質 (SUS))
・ 設けない

(3.6.3) (2)	工 法	種 別	施工箇所
	・ P1Y ・ P2Y	・ Y-2	

保護層 ・ 図示 (図面番号:)

5 既存防水層表面の仕上塗装の除去
(3.2.6) (3) (4)
(3.2.6) (3) (A)

(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1) ・ 行う ・ 行わない
(L4X) ・ 行う ・ 行わない

⑥ シーリング
(3.7.2)
(表3.7.1)

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコーン系	
・ MS-2	変成シリコーン系	
・ PS-2	ポリサルファイド系	
・ PU-2	ポリウレタン系	

(3.7.4～7) 工法
・ シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ フリッジ工法

(3.7.8) シーリング材の試験
・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ・ 行わない

7 とい (3.8.2)
(表3.8.1)
(表3.8.2) 材種 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (カラー) ・ 配管用銅管 (白管)
・ ()

とい受金物及び足金物		
といの材種	形状	取付け間隔

工 法 ・ 図示 (図面番号:)

8 アルミニウム製 笠木
(3.9.2) (3)
(表3.9.1) 部材の種類
・ 押出し250形
・ 押出し300形
・ 押出し350形
・ 板材折曲げ形 (本体幅 () mm、板厚 ・ 2.0mm ・ ())

(3.9.3) (2) 固定金具の間隔 (mm)
固定方法 ・ ()

(3.9.2) (4)
(3.9.3) 表面処理 ・ ()
工法 既存笠木等の撤去 ・ 図示 (図面番号:)
下地補修の工法 ・ 図示 (図面番号:)
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ・ 図示 (図面番号:)
笠木固定金具の工法 ・ 図示 (図面番号:)

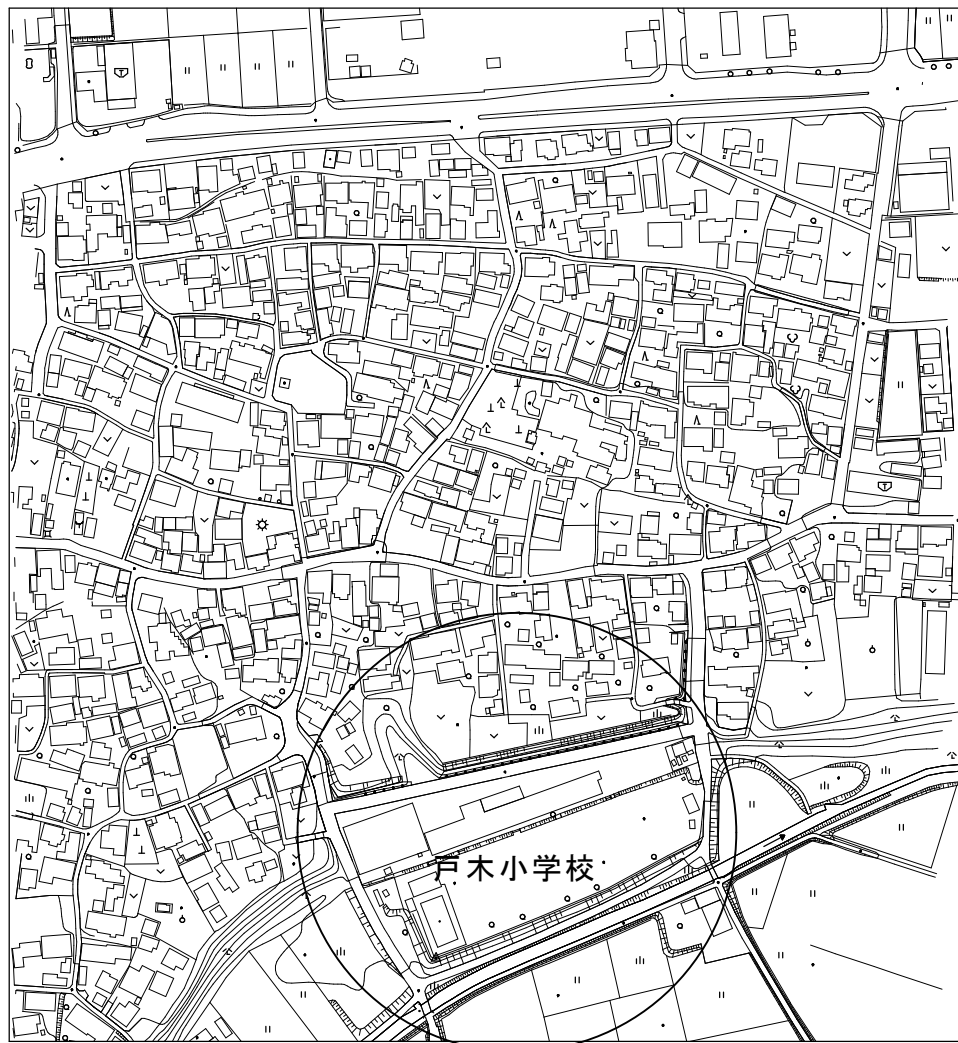
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応したか固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

工事区分	材料名	保証年数
防水工事	・ 防水	・ 10年 ・ 年

※防水施工業者、製作メーカー、受注者の連名により提出する。

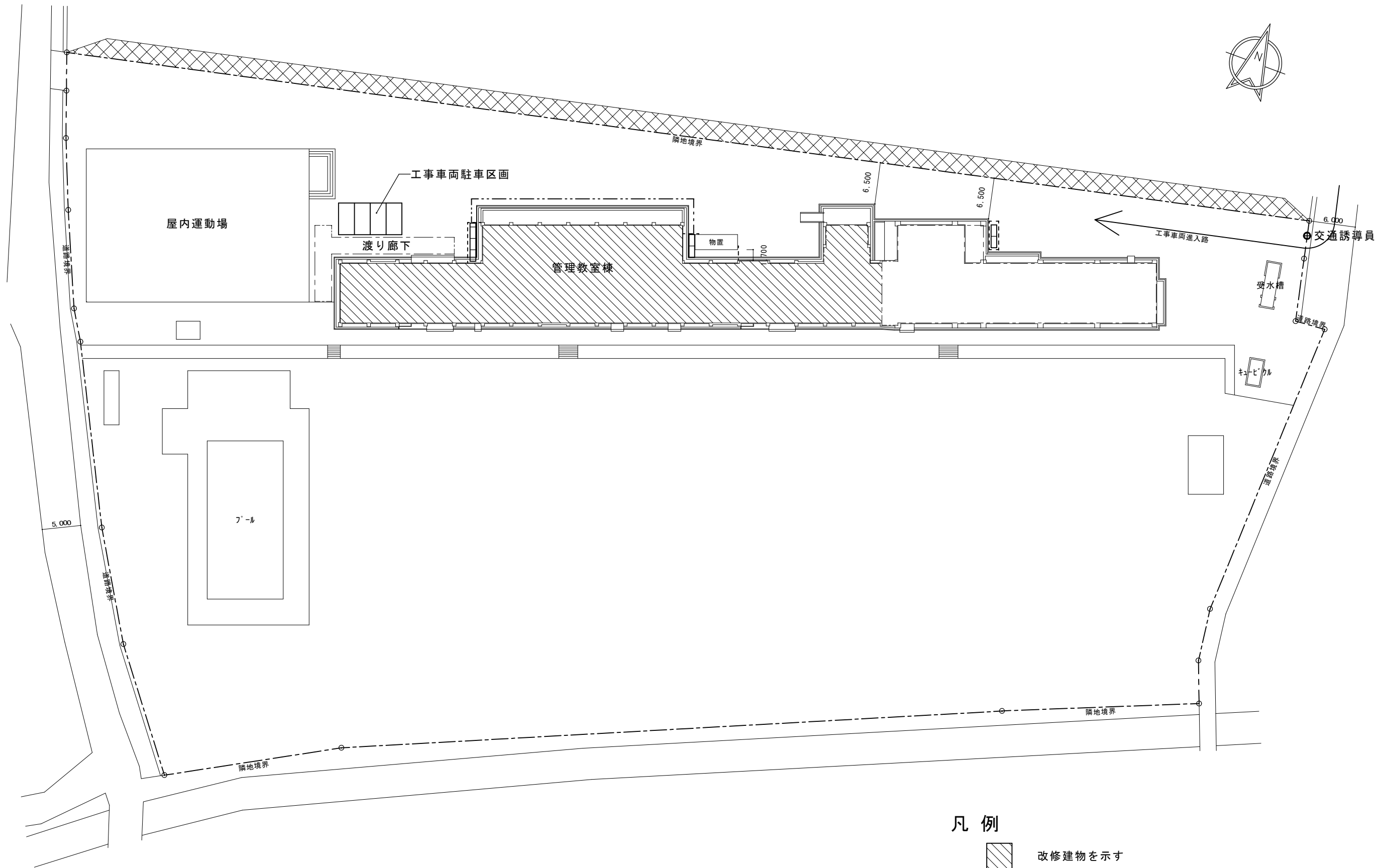
⑨ 保証書

津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺 —
図面名称	改修工事特記仕様書 2	原図：A 2
津市建設部営繕課		No. A－0 2



今回工事箇所

位置図

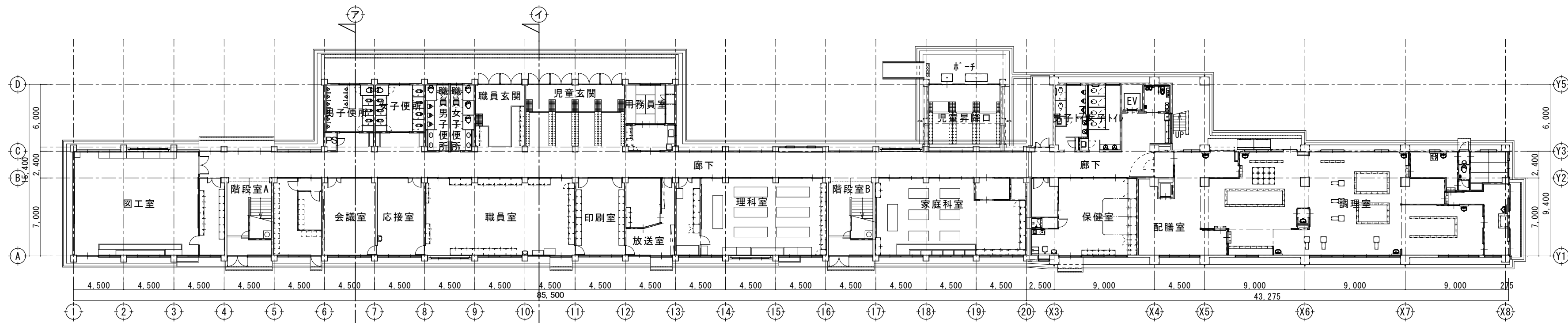


配置図 S=1:600

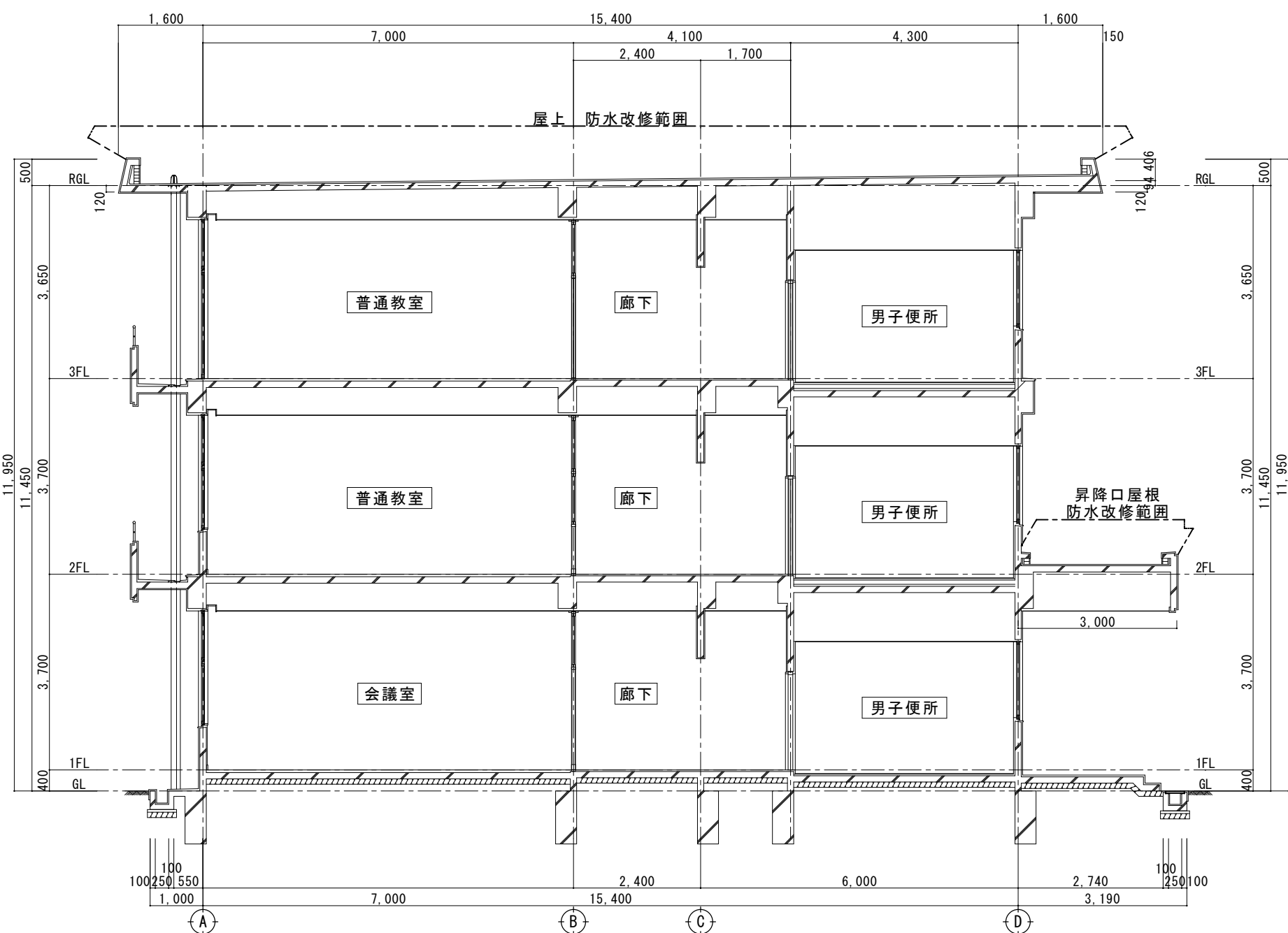
凡 例

- 改修建物を示す
- 枠組本足場
- ガードフェンス H=1800
- 交通誘導員（大型車両通行時）
- コン・パ（昇降口屋根根部作業時）

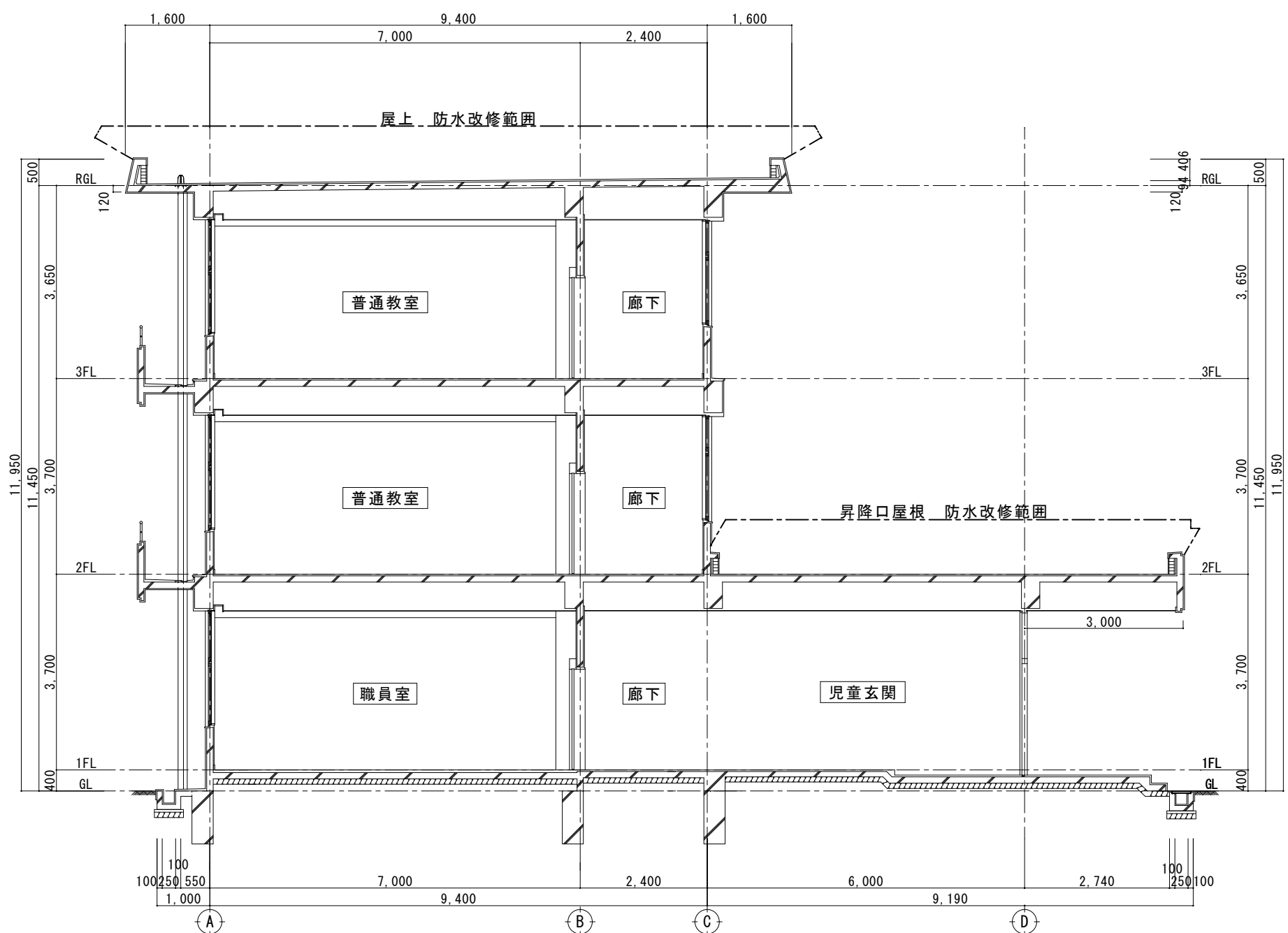
津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺 1 / 6 0 0
図 面 名 称	位 置 図 ・ 配 置 図	原 図 : A 2
津市建設部営繕課		No. A - 0 3



(参考) 1階平面図 S=1:300

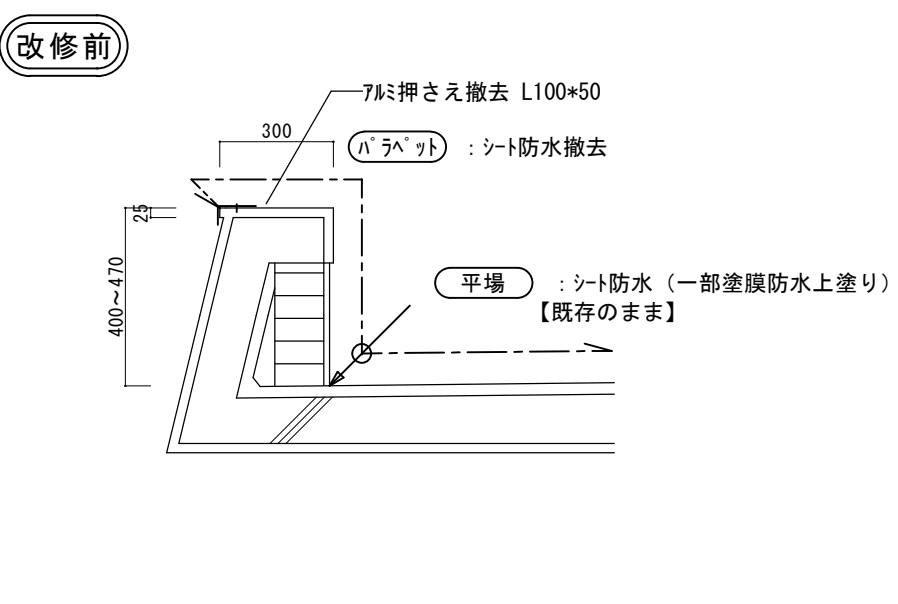
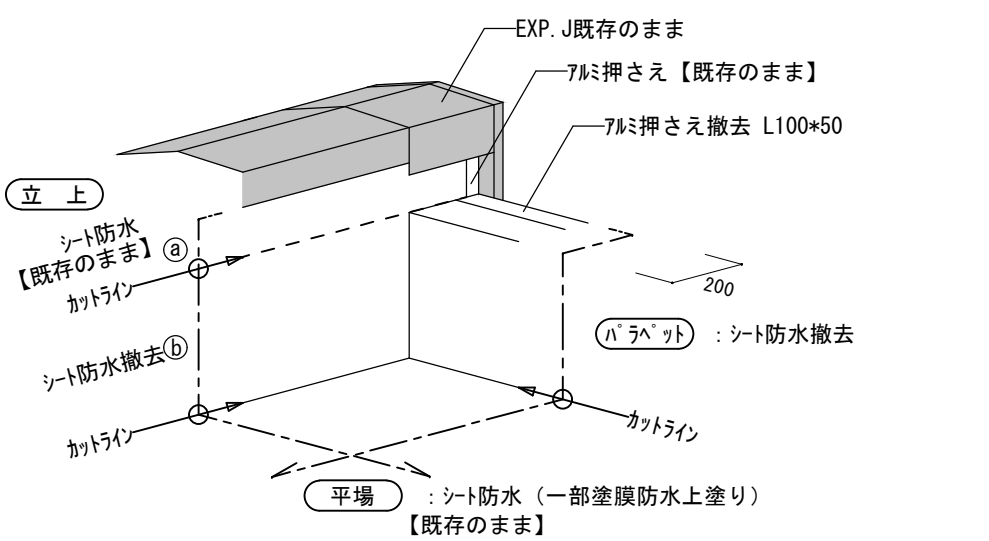
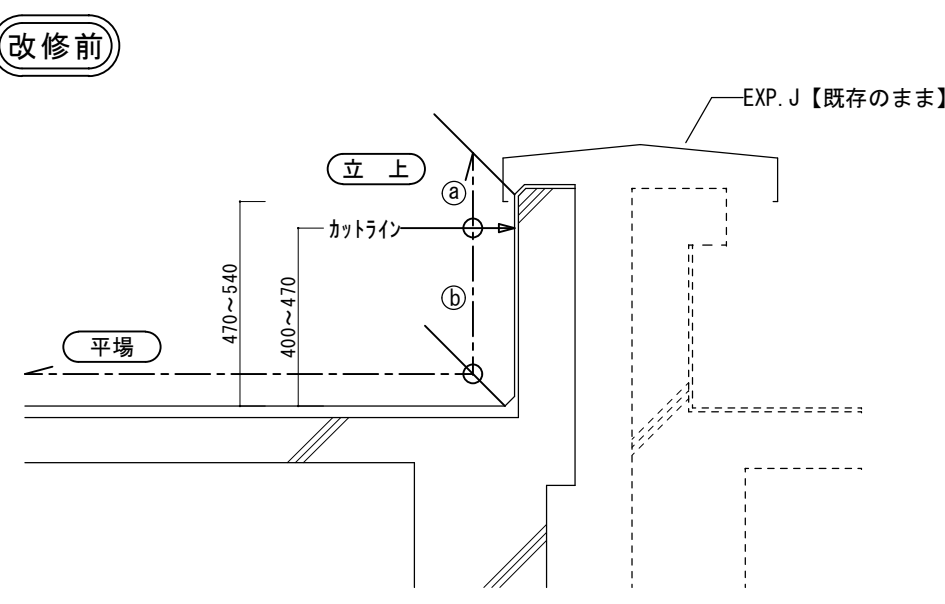
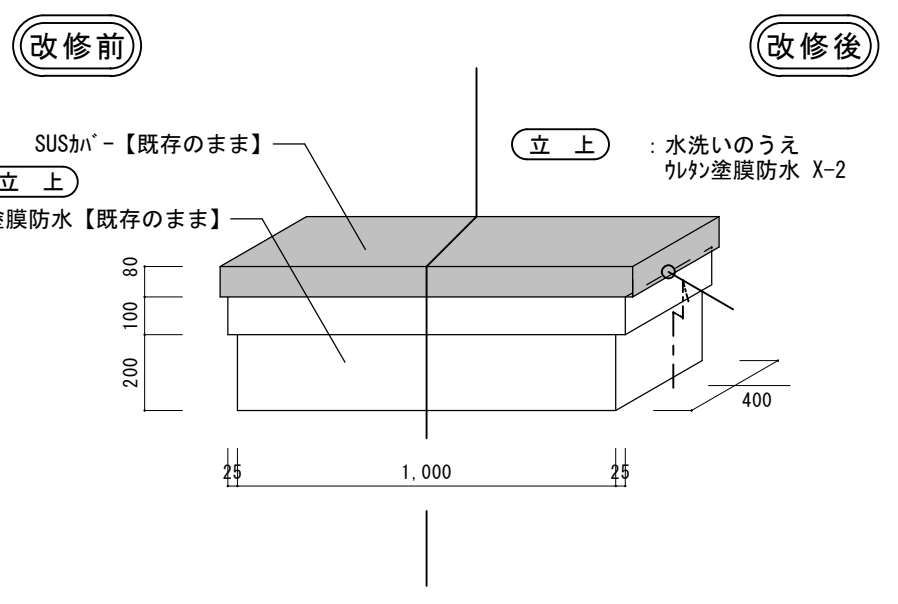
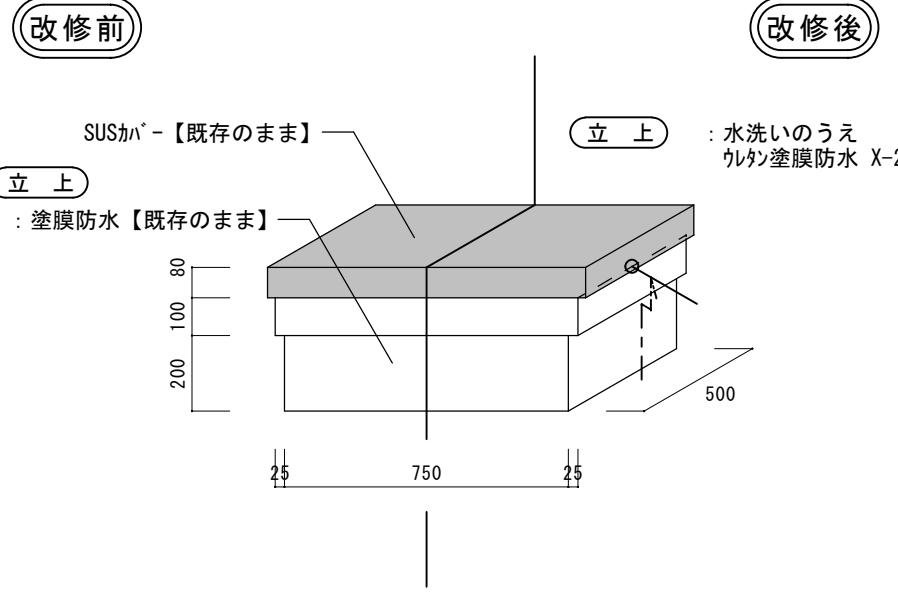
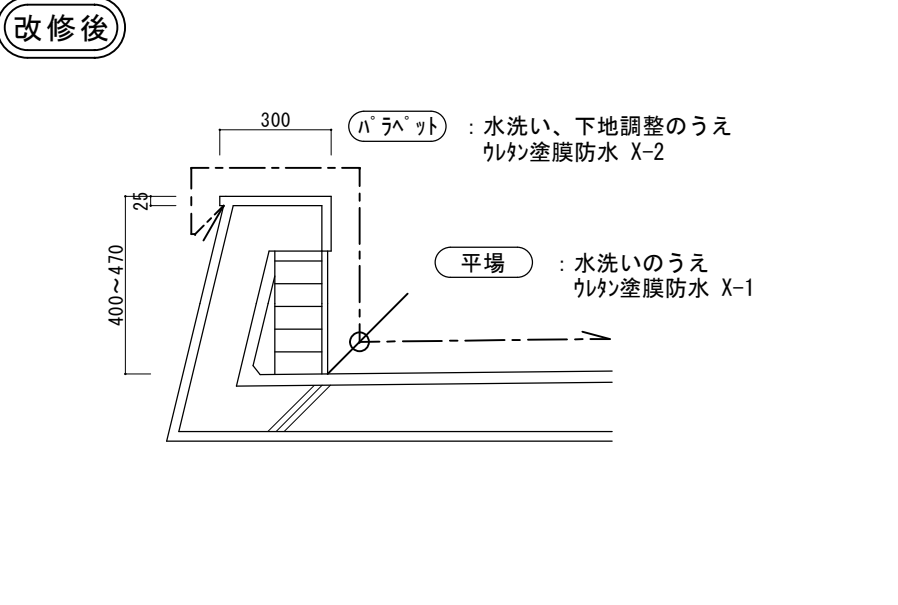
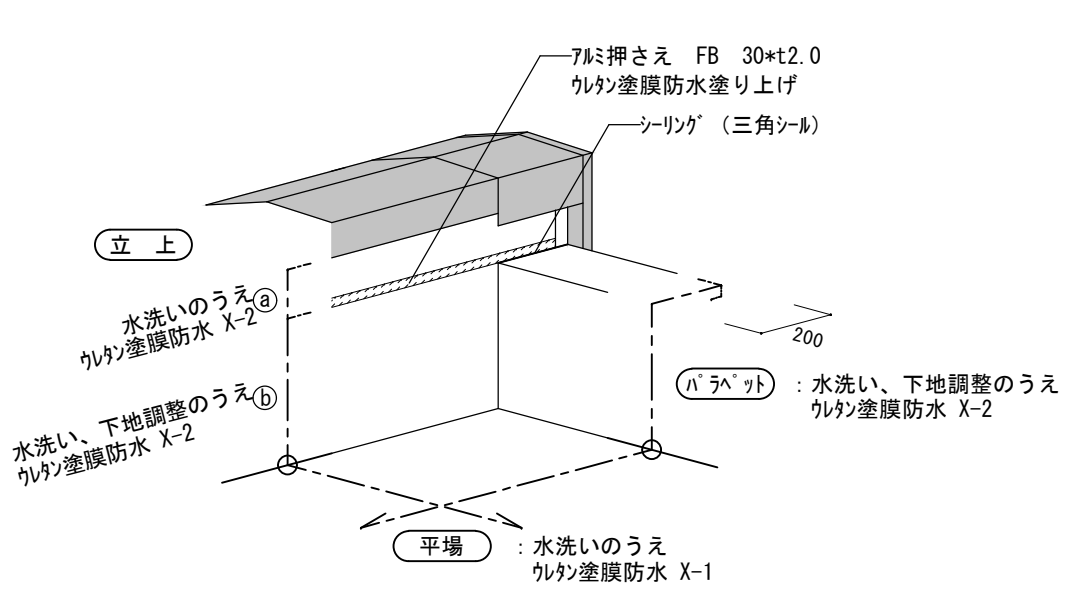
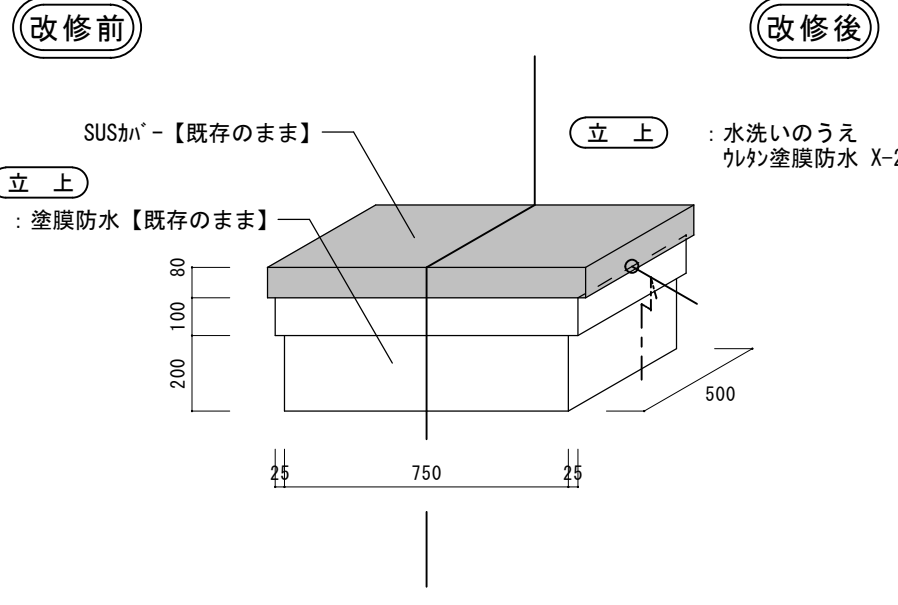
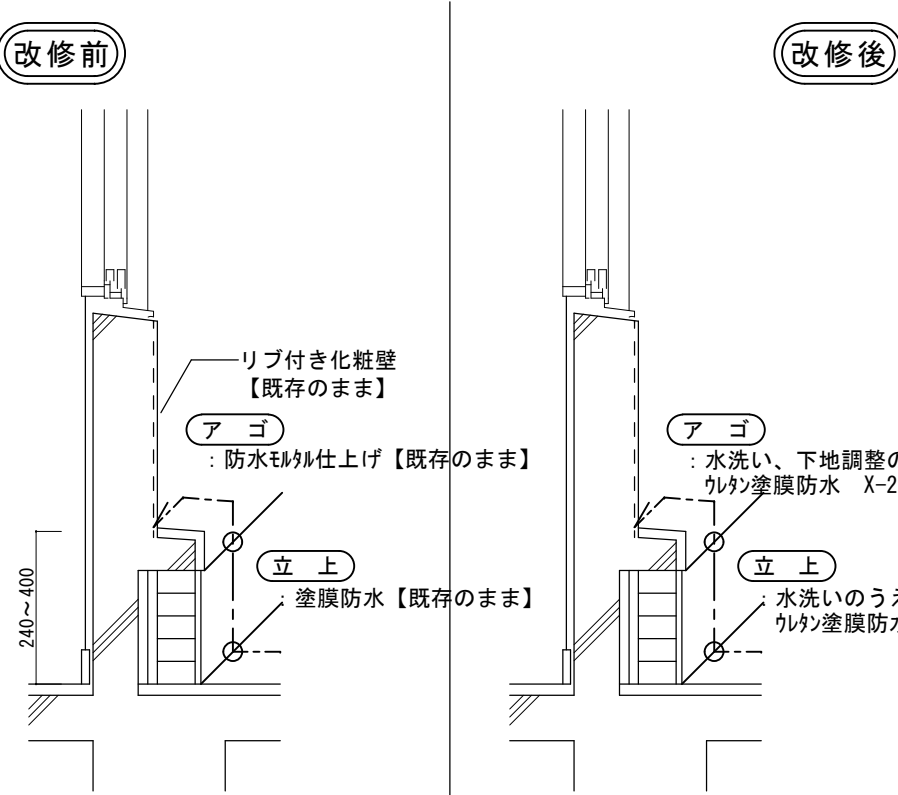
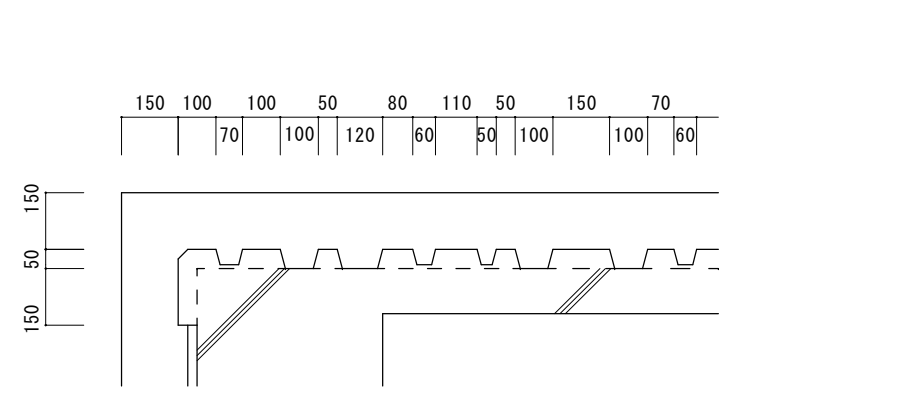
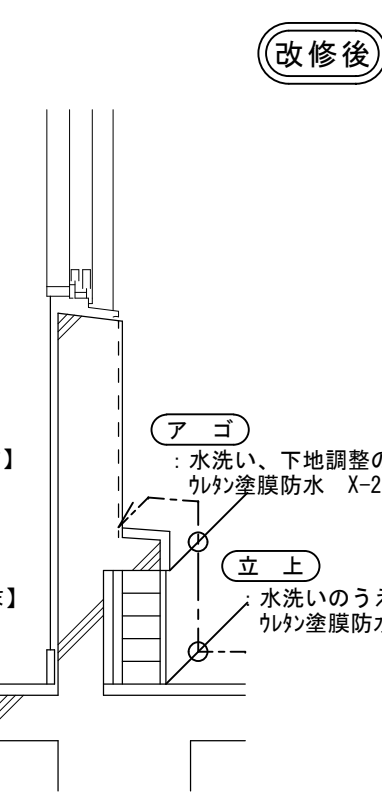
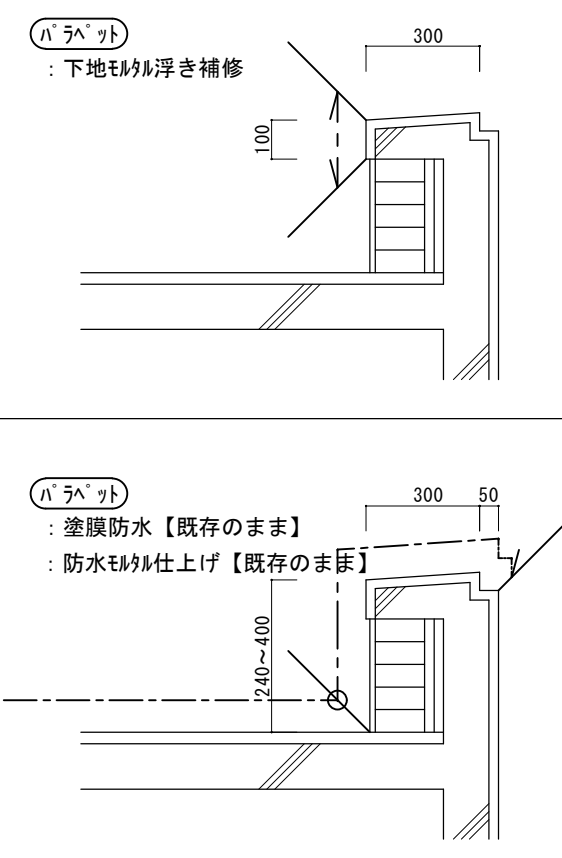
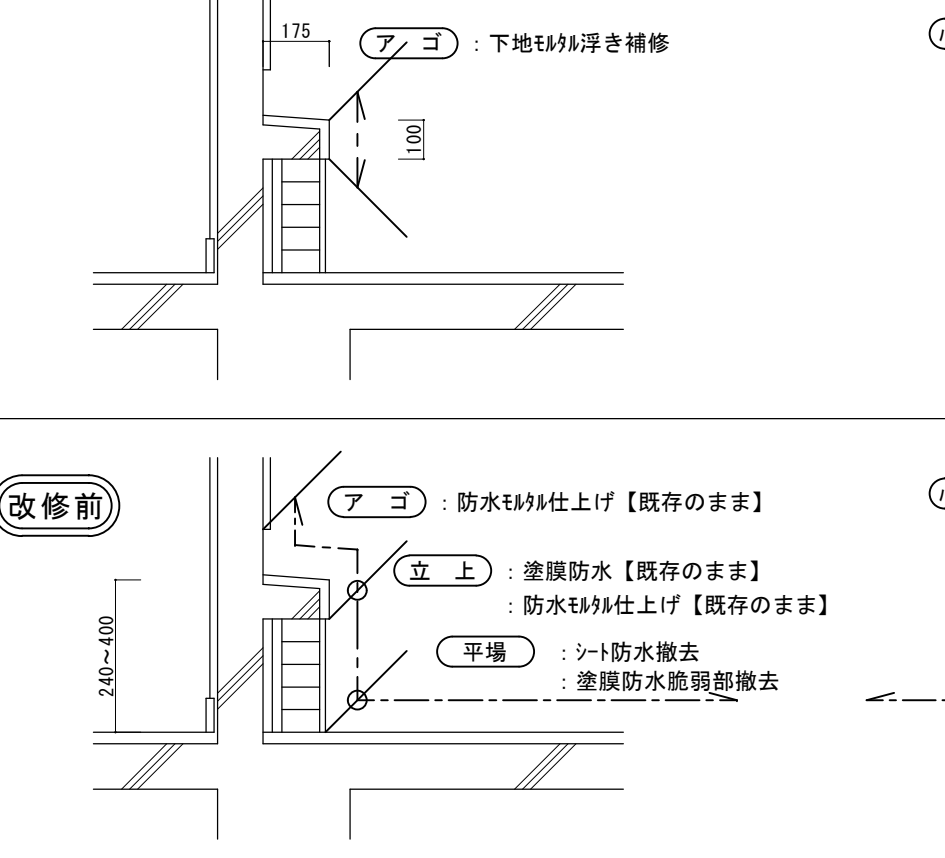
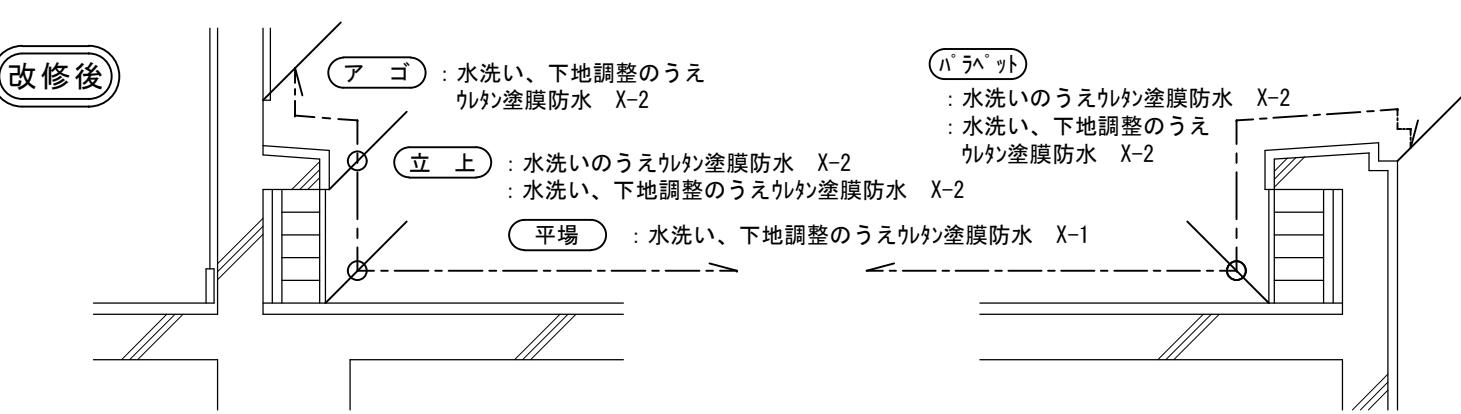
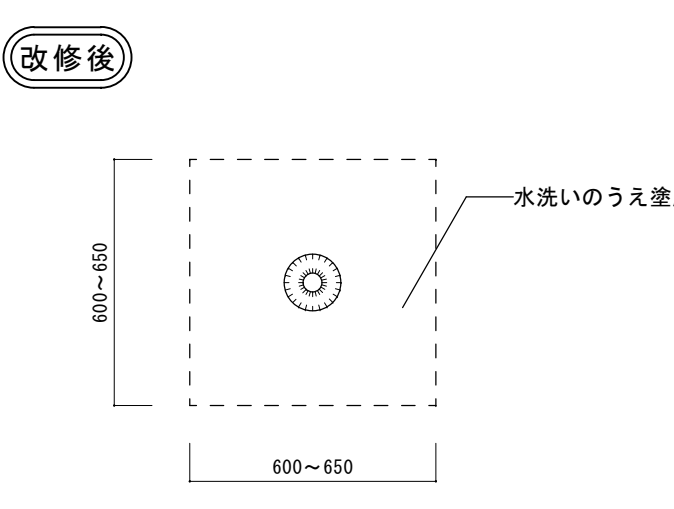
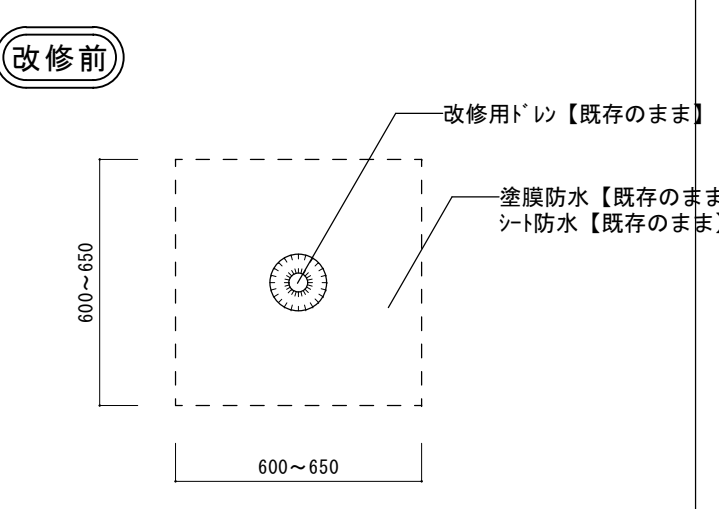
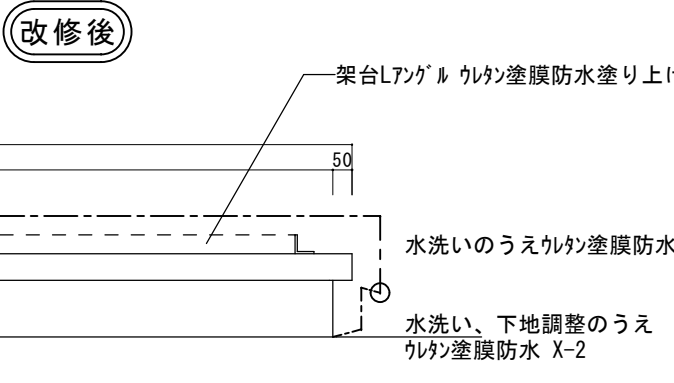
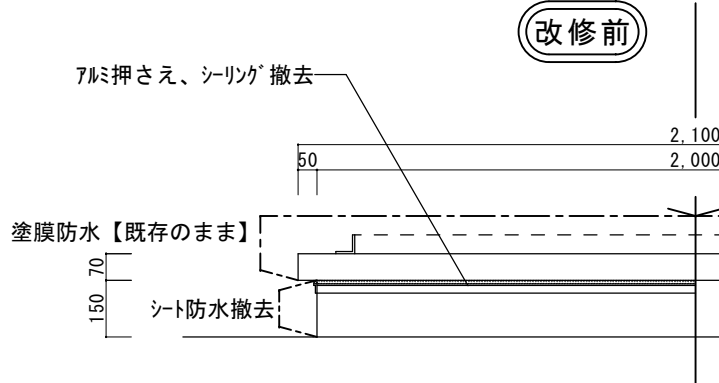


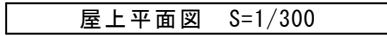
ア断面図 S=1:100



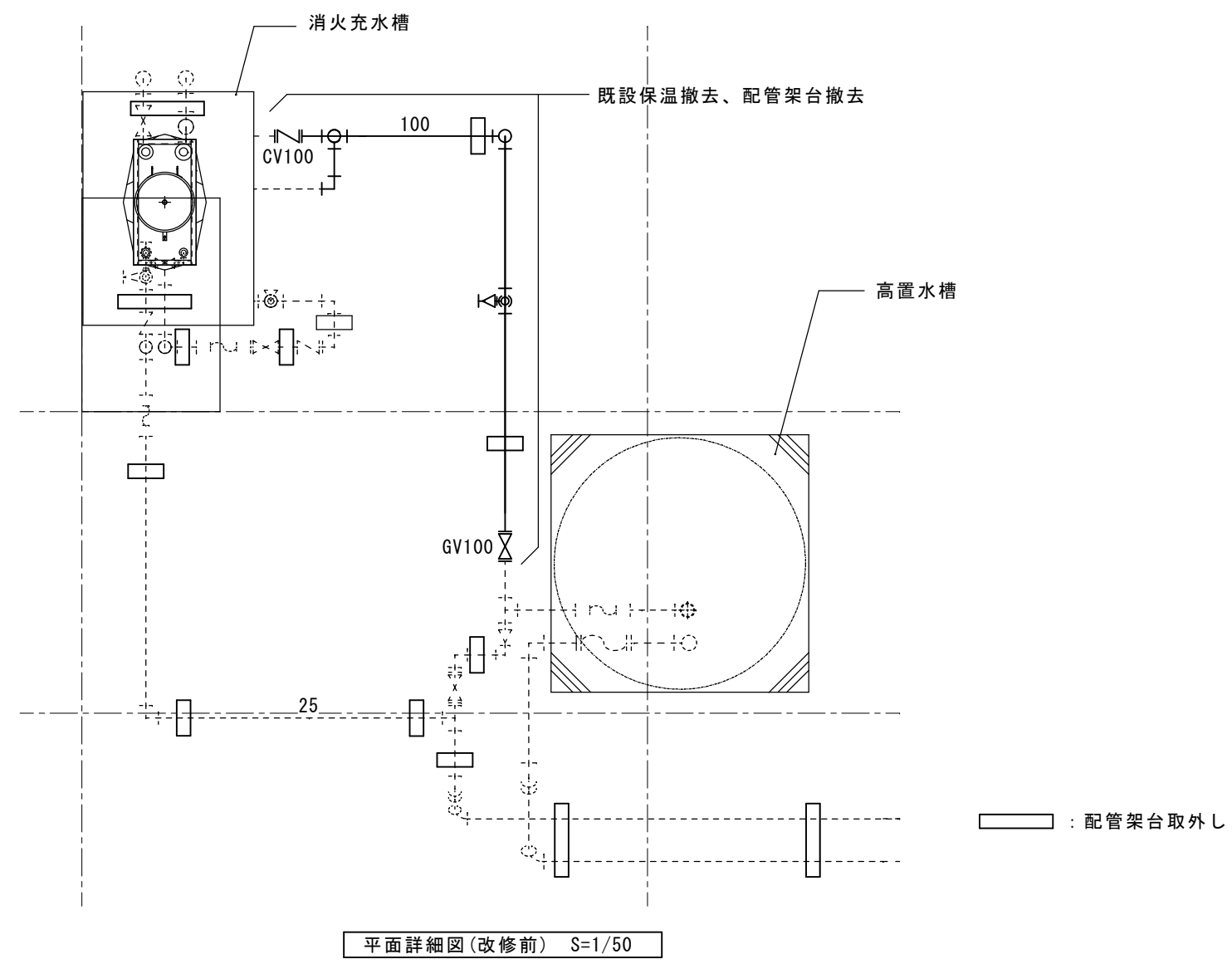
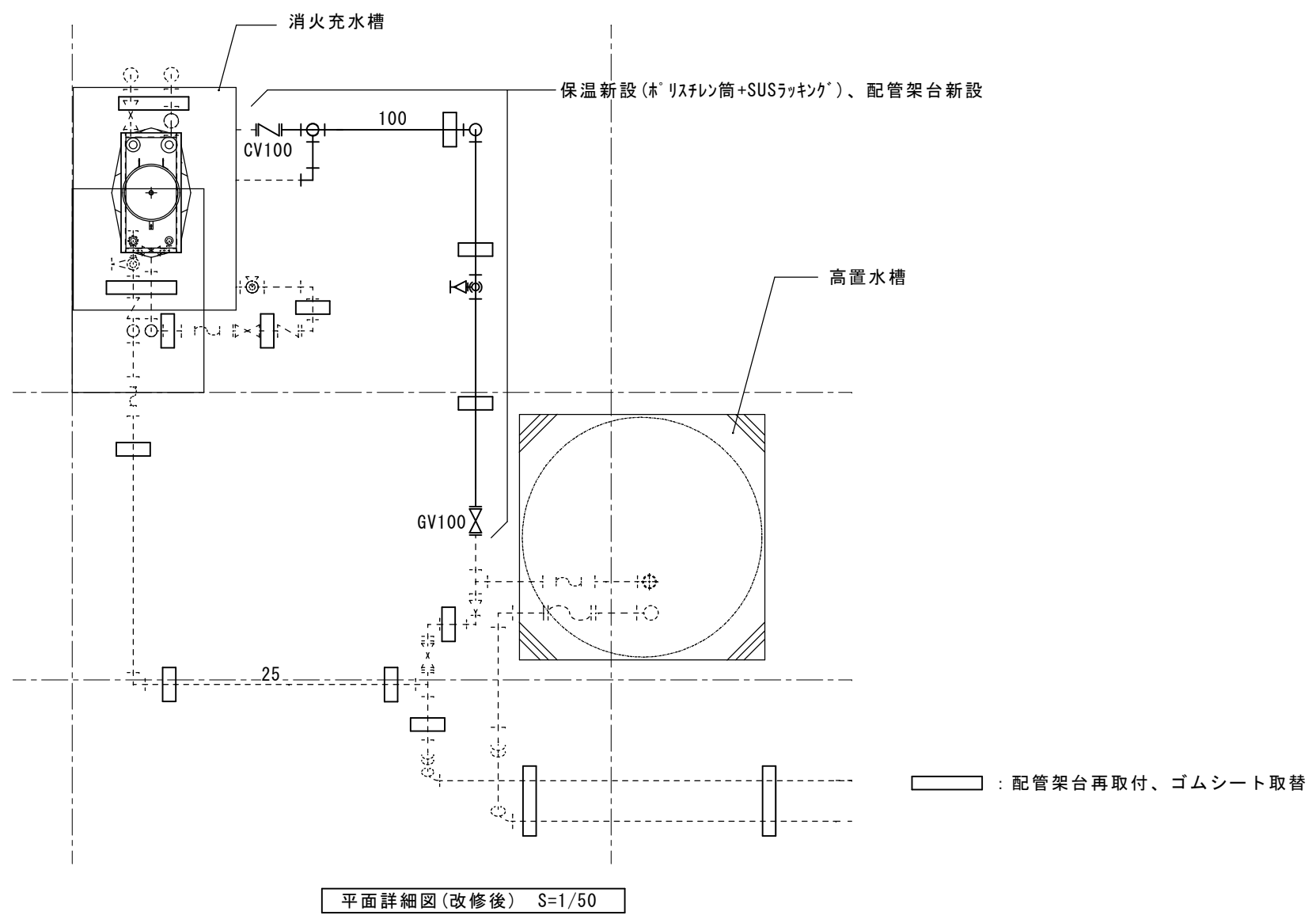
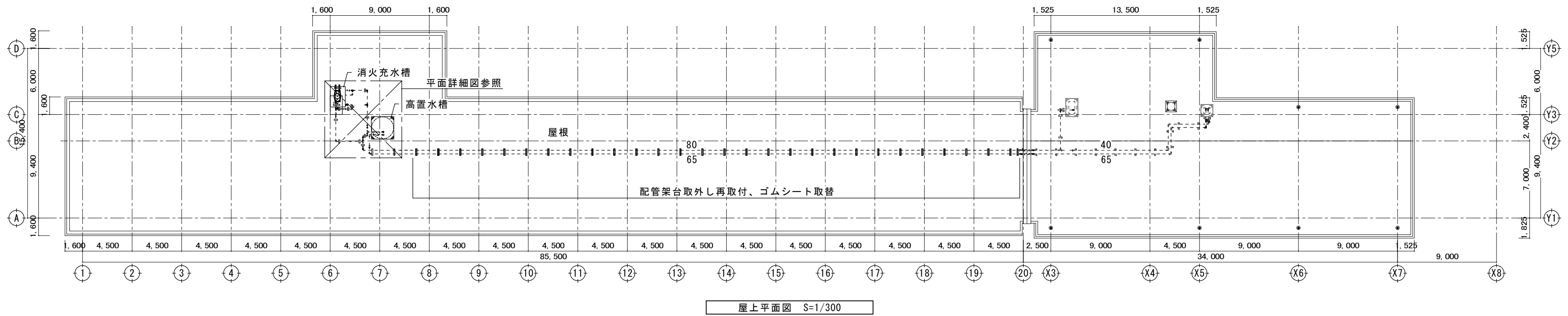
イ断面図 S=1:100

津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺 1/300 1/100
図面名称	断面図・(参考) 1階平面図	原図: A 2
津市建設部営繕課		No. A-05

屋上 パラペット 改修前 	屋上 EXP. J 改修前 	昇降口屋根 旧時計台基礎 改修前  改修後 									
改修後 	改修後 	改修前 									
昇降口屋根 リブ付化粧壁 改修前  改修後 	昇降口屋根 パラペット、立上り 改修前  改修後 	屋上 ドレン周り 改修前  屋上 高置水槽基礎 改修前  <table><tr><td colspan="2">津市立戸木小学校防水改修工事</td><td>縮尺</td></tr><tr><td>図面名称</td><td>部分詳細図</td><td>原図 : A 2</td></tr><tr><td colspan="2">津市建設部営繕課</td><td>No. A-06</td></tr></table>	津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺	図面名称	部分詳細図	原図 : A 2	津市建設部営繕課		No. A-06
津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺									
図面名称	部分詳細図	原図 : A 2									
津市建設部営繕課		No. A-06									



津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺 1/300 1/50
図面名称	電気設備 屋上平面図	原図：A2
津市建設部営繕課		No. E-01



津市立戸木小学校防水改修工事		縮尺	1/300 1/50
図面名称	機械設備 屋上平面図・平面詳細図	原図：A 2	
津市建設部営繕課		No.	M-01